

○総務省告示第百五十六号

地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）第十六条の四の四第一項に規定する前々年度の全国の市町村たばこ税の額の合計額として総務大臣が定める額は、九千百三十二億二千九百八十六万九千円とする。

令和八年四月一日

総務大臣 林 芳正